

独立監査人の監査報告書

学校法人鳥取家政学園
理事長野田修殿

作成日 令和 1年5月20日

事務所所在地 倉吉市駄経寺町2丁目15-1
事務所名 廣田和幸 公認会計士事務所
公認会計士 
電話 (0858) 22-6134

私は、私立学校振興助成法第14条第3項の規定に基づく監査を行うため、昭和55年3月28日付け鳥取県告示第272号に基づき、学校法人鳥取家政学園の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の計算書類、すなわち、資金収支計算書（人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書を含む。）、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び、基本金明細表を含む。）について監査を行った。この計算書類の作成責任は理事者にあり、私の責任は独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めており。監査は、試査を基礎として行われ、理事者が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することを含んでいる。私は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

私は、上記の計算書類が、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）に準拠して、学校法人鳥取家政学園の平成31年3月31日をもって終了する会計年度の経営の状況及び同日現在の財政状態をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

学校法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

令和元年5月15日

学校法人鳥取家政学園

理事長 野田修様

学校法人鳥取家政学園

監事 尾崎弘志

監事 米田由起枝



当職ら監事は、私立学校法第37条第3項に基づく監査報告を行うため、学校法人鳥取家政学園寄附行為第14条の定めに従い、学校法人鳥取家政学園の平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）の学校法人の業務又は財産の状況について監査を行った。

1. 監査方法

監事は、監査にあたり理事会及び評議員会に出席するほか、理事から事業報告を受け重要書類を閲覧するとともに業務及び財産状況を調査し、さらには会計監査人（廣田和幸公認会計士）と連携して計算書類を検討した。

2. 監査の結果

学校法人の業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実のないことを認める。

3. 監事からの意見

校舎改築整備事業も無事に終え、ハード面における懸案はクリアしたと感じる。その一方で、今後求められる本学園の役割について定めた方向性に基づき、各コースにおけるビジョンの明確化、クラブ活動の充実など、理事と教職員が一体となって学校運営に臨んでいただきたい。併せて、業務等の進捗の確認を校長自らしっかりと把握するとともに、各理事に情報共有し、具体的検証を重ねてより魅力ある学校づくりに尽力していただきたい。

さらには、働き方改革による業務の改善、意識の改革をしっかりと行い、心身ともに充実した活力ある職場づくりになるよう努力をしていただきたい。

最後に、財務部門には安全かつ健全な財務状況を構築していただきたいと思うので、より一層の努力をお願いしたい。

以上